

長浜市公売公告兼見積価額公告

次のとおり差押財産の公売を行うので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び第99条の規定の例により公告する。

令和7年10月31日

長浜市長 浅見 宣義

公売の方法	期間入札
入札期間	令和7年11月17日（月）10時00分から 令和7年11月21日（金）16時00分まで
公売の場所	滋賀県長浜市八幡東町632番地 長浜市役所 1階 滞納整理課
売却決定の日時	令和7年11月25日（火）10時30分
売却決定の場所	滋賀県長浜市八幡東町632番地 長浜市役所 1階 滞納整理課
買受代金の納付の期限	令和7年11月28日（金）16時00分
公売保証金	なし
見積価額	2,500円
買受人の資格その他要件	国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。
公売財産上の質権者、抵当権者の権利等の内容の申出について	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその権利の内容を申し出てください。
公売財産の表示	ベース（台つき）1点

その他の事項

- 1 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行います。
- 2 公売財産に係る市税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき又は買受代金納付後であっても、取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消します。
- 3 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。したがって、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。また、引渡財産は、買受代金納付時点の現状有姿により行います。
- 4 長浜市（執行機関）は公売財産について契約不適合責任を負いません。
- 5 売却決定金額は、落札価額を売却決定金額とします。
- 6 執行機関が公売財産を占有しているので、代金納付後直ちに公売財産を引き上げない場合は、「保管依頼書」の提出が必要です。
- 7 その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
- 8 やむを得ない事象があった場合、公売を中止することがあります。
- 9 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ、又は不正に使用される等により損害を受けた場合に、長浜市は何ら補償しません。